

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社カナモト			コード	9678
提出日	2019/5/7	異動(予定)日	2019/4/29		
独立役員届出書の提出理由	独立役員である社外監査役直井皖氏の逝去による退任のため。				
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)													異動内容	本人の 同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当 なし			
1	内藤進	社外取締役	○												○				有
2	及川雅之	社外取締役	○												○				有
3	米川元樹	社外取締役	○													○			有
4	橋本昭夫	社外監査役	○												○				有
5	生島典明	社外監査役	○													○			有
6	松下克則	社外監査役	○												△				有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	内藤進氏は、当社の取引先であるオリックス株式会社の社員であります。同社との取引において、補足説明にある社外取締役の独立性判断基準を超えるものではありません。	内藤進氏は、オリックス株式会社の責任ある役職を歴任しており、同社子会社の経営経験もあることから、これまで培ってきた豊富な業務経験と知識を当社の経営に活かしていただき、幅広い見地から当社の経営全般に的確な助言をいただくためであります。なお、当社は複数のリース会社等と取引をしていることから、同社から特別な影響を受けておりません。また同氏は当社が定めた社外取締役の独立性判断基準を満たしており、一般株主との利益相反が生じる恐れはないと判断し独立役員として指定いたしました。
2	及川雅之氏は、当社の取引先であるオリックス株式会社の社員であります。同社との取引において、補足説明にある社外取締役の独立性判断基準を超えるものではありません。	及川雅之氏は、会社の経営に関与したことはありませんが、オリックス株式会社の責任ある役職を歴任していることから、これまで培ってきた豊富な業務経験と知識を当社の経営に活かしていただき、幅広い見地から当社の経営全般に的確な助言をいただくためであります。なお、当社は複数のリース会社等と取引をしていることから、同社から特別な影響を受けておりません。また同氏は当社が定めた社外取締役の独立性判断基準を満たしており、一般株主との利益相反が生じる恐れはないと判断し独立役員として指定いたしました。
3	該当ありません。	米川元樹氏は、会社の経営に関与したことはありませんが、医療機関における経営者として、当社の業界とは異なる経験と知識を当社の経営に活かしていただき、幅広い見地から当社の経営全般に的確な助言をいただくためであります。また同氏は当社が定めた社外取締役の独立性判断基準を満たしており、一般株主との利益相反が生じる恐れはないと判断し独立役員として指定いたしました。
4	橋本昭夫氏は、当社が顧問弁護士契約を締結しております橋本・大川合同法律事務所の所長ですが、同社との取引において、同事務所の総売上高の2%以上を超えるものではありません。	橋本昭夫氏は、会社の経営に関与したことはありませんが、弁護士として培ってきた豊富な経験と知識を当社の監査体制に活かし、幅広い見地から当社の経営全般に的確な助言をいただいております。当社は、同氏が所長である法律事務所と顧問弁護士契約を締結しておりますが、その契約による報酬は少額であり、一般株主と利益相反の生じる恐れはないと判断し独立役員として指定いたしました。
5	該当ありません。	生島典明氏は、会社の経営に関与したことはありませんが、市政に関与し行政運営に携わってきた豊富な経験と知識を当社の監査体制に活かしていただき、幅広い見地から当社の経営全般に的確な助言をいただくためであります。同氏は当社役員との個人的関係はなく、一般株主と利益相反の生じる恐れはないと判断し、定時株主総会で監査役として選任されることを条件として独立役員として指定いたします。
6	松下克則氏は、当社の取引銀行である株式会社北洋銀行の出身者であり、現在は同行の常勤監査役であります。	松下克則氏は、株式会社北洋銀行の責任ある役職を歴任しており、これまで培ってきた会社経営及び金融・財務分野における豊富な経験と知識を、当社の監査体制に活かしていただき、幅広い見地から当社の経営全般に的確な助言をいただくためであります。なお、同氏は当社の取引銀行である株式会社北洋銀行の監査役ですが、当社は複数の金融機関等と取引をしていることから、同行から特別な影響は受けておらず、一般株主と利益相反の生じる恐れはないと判断し、定時株主総会で監査役として選任されることを条件として独立役員として指定いたします。

4. 補足説明

当社が定めた「社外取締役の独立性判断基準」は以下のとおりです。
 当社は、社外取締役の独立性基準を以下のとおり定め、社外取締役が次の項目のいずれにも該当しない場合、当該社外取締役は当社からの独立性を有し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断します。

1. 当社若しくはその連結子会社の業務執行取締役、執行役、執行役員又は支配人、若しくは監査役その他の使用人ではなく、かつその就任の前10年間に於いて当社若しくはその連結子会社の業務執行者ではなかったこと
2. 直近3事業年度において当社若しくはその連結子会社からの支払、当社若しくはその連結子会社への支払額が相互にその連結売上高の2%を超える取引先の者又はその業務執行者ではなく、過去3年間に於いてその業務執行者ではなかったこと
3. 直近3事業年度において当社から役員報酬以外に年間平均1,000万円を超える金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計・法律事務所等の社員等ではなく、その事務所等の総売上高の2%以上の支払を当社若しくはその連結子会社から受けていないこと。
4. 当社若しくはその連結子会社の取締役、執行役、執行役員又は上記2、3の要件に基づき当社から独立性が確保されていないと判断する者の配偶者又は二親等内の親族ではないこと
5. 当社の現在の総議決権の10%以上を保有する主要株主又はその業務執行者ではないこと
6. 当社若しくはその連結子会社から取締役若しくは監査役を受け入れている会社又はその親会社若しくは子会社の取締役、監査役、会計参与、執行役又は執行役員ではないこと
7. 当社若しくはその連結子会社の会計監査人又は会計参与である公認会計士(若しくは税理士)又は監査法人(若しくは税理士法人)の社員、パートナー又は従業員ではなく、過去3年間当社又はその連結子会社の監査業務を実際に担当した事がないこと

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j. 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。